

事務事業及び予算の執行実績  
(令和6年度分)

人事委員会事務局

## 目 次

人事委員会事務局の施策等の概要	1
事務事業の概要	3
事業の根拠法令調	31
職員調	32
職員の年齢調	33
健康管理	34
職員配置調	35
令和6年度歳入予算執行状況調	36
預金調	37
郵券等受払調	37
令和6年度歳出予算執行状況調	38
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	40
委託料に関する調	42
負担金支出調	44
備品・図書調	45
主要備品調	46

## 人事委員会事務局の施策等の概要

### 1 施策概要

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

#### (1) 人事委員会事務局の執行体制の確保

事務局の円滑な執行体制を確保するため、人事管理、予算管理、人事委員会の会議運営、その他各種調整等の業務を行った。

#### (2) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」など5項目の報告を行った。

#### (3) 職員給与の適正な支払の確保

職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例、規則等に適合して支払われることを確保するため、各所属に対して給与の支払監理を行った。

#### (4) 職員が働きやすい職場環境の確保

職員が働きやすい職場環境を確保するため、職員からの苦情相談への対応及び事業所調査などを行うとともに、過度な時間外労働の是正指導を行った。

#### (5) 任命権者が求める優秀な人材の確保

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の競争試験を実施した。

若年層の人口減少や民間企業等の動向により官民間わず人材獲得競争が激化しており、応募者の減少傾向が続く中、令和5年度に専門・技術系3職種（土木・建築・薬剤師）を対象に新設した早期試験について、令和6年度は、農業土木を加えた4職種を対象を拡大した。

また、警察本部におけるサイバー犯罪の捜査に係る高度なIT人材を確保するため、令和7年3月から採用の方法を選考による採用に定めた。

広報活動としては、応募者を確保するため、若手職員との対話を重視した新たな説明会「県庁フェス」を開催したほか、「県庁仕事スタディツアー（職種別、県内大学別、オンライン）」の開催、大学主催の業務説明会への参加など、積極的な取組を行った。

## 2 職員の概要

令和7年4月1日現在 (単位:人・歳)

区 分	職 員 数			アの 平均 年齢	アの健康管理区分									未 区 分	計
	一 般 職 員 ア	そ の 他 職 員 イ	計 ウ		A	B1	B2	C1	C2	D1	D2	D3			
					勤 務 休 止	勤務時間 短縮		時間外 制限		平常勤務					
						要 治 療	要 観 察	要 治 療	要 観 察	要 治 療	要 経 過 観 察	医 療 不 要			
計	20	1	21	43.4						2 (2)	8 (8)	9 (9)	1 (1)	20 (20)	

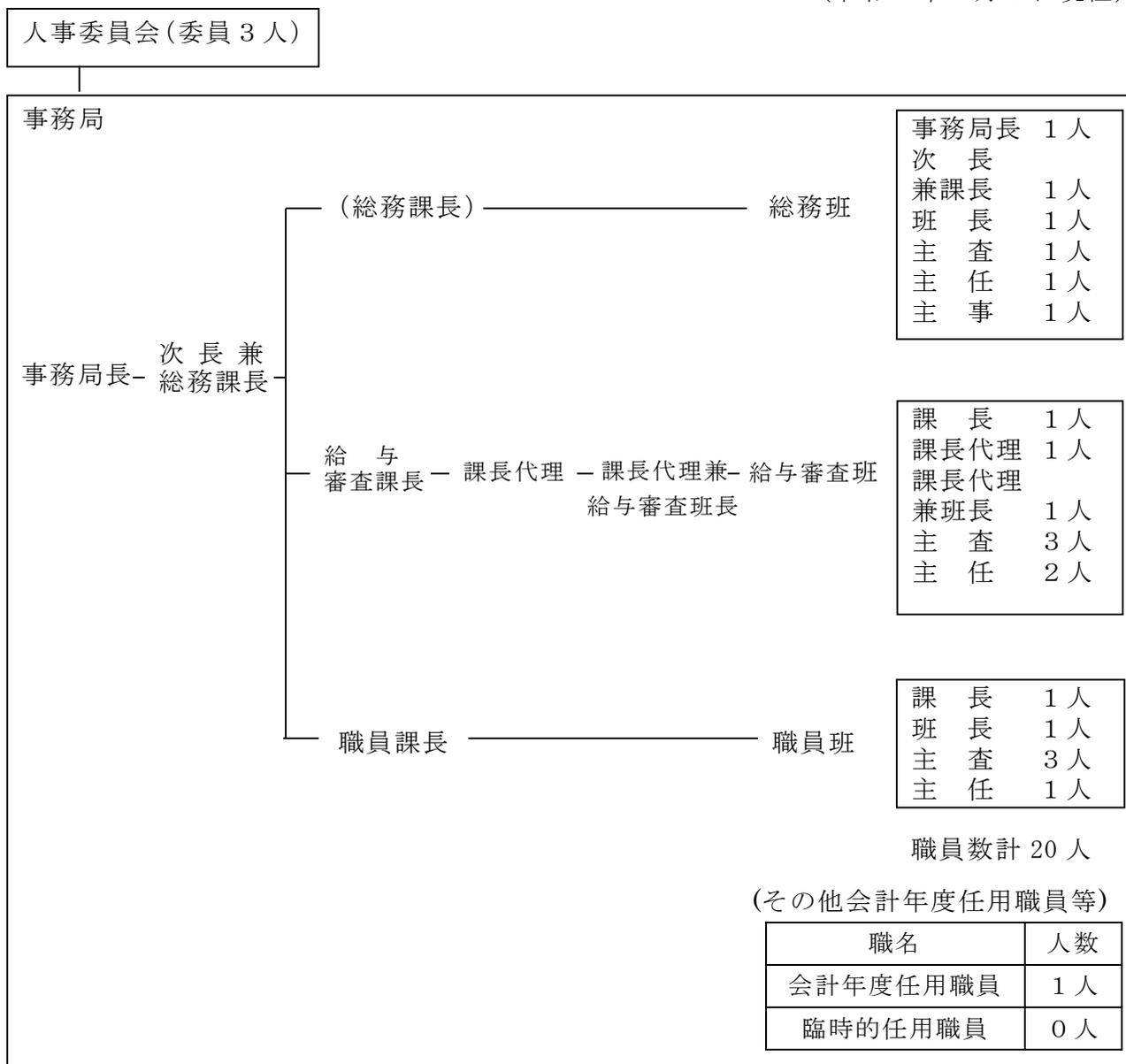
(注)

- 1 本年度の健康管理区分結果が出ていない職員は、前年度の結果を記載し、( )書きで再掲。

## 事務事業の概要

<組織図>

(令和7年4月1日現在)



<人事委員会委員>

(令和7年4月1日現在)

区分	氏名	住所	勤務年数	任期		備考	
				就任年月日	満了年月日		
委員長	非常勤	小川 良昭	□□□	16年8月	H20.8.1	R8.7.30	
委員	非常勤	岡部 比呂男	□□□	5年8月	R1.7.15	R9.7.14	
委員	常勤	八木 敏裕	□□□	0年0月	R7.4.1	R7.8.11	

## I 総務課

### 1 課別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）

#### (1) 組織定数、人事管理及び予算の管理

以下の事務について、主に行っている。

- 事務局の事務総括に関すること。
- 人事及び組織・定数に関すること。
- 予算、経理及び決算に関すること。
- 職員の研修、福利厚生、健康管理及び公務災害に関すること。
- コンプライアンス推進に関すること。

#### (2) 人事委員会の会議運営

令和6年度に開催した人事委員会の会議は30回で、計208件の事案の審議等を行った。

ア 意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、県議会から人事委員会の意見を求められ、次のとおり意見の申出を行った。

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 6 . 6 . 13 (R 6 . 6 . 13)	令和6年6月 県議会定例会 第90号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法施行令の改正に伴う所要の改正	異議なし
R 6 . 6 . 13 (R 6 . 6 . 13)	令和6年6月 県議会定例会 第91号	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	応急防災等作業手当の支給対象業務の拡大、現行業務の支給要件の見直し等に伴う所要の改正	異議なし
R 6 . 6 . 13 (R 6 . 6 . 13)	令和6年6月 県議会定例会 第92号	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	応急防災等作業手当の新設等に伴う所要の改正	異議なし
R 6 . 6 . 13 (R 6 . 6 . 13)	令和6年6月 県議会定例会 第93号	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	災害応急作業等手当の支給対象業務の拡大、現行業務の支給要件の見直し等に伴う所要の改正	異議なし
R 6 . 9 . 17 (R 6 . 9 . 18)	令和6年9月 県議会定例会 第118号	静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	雇用保険法及び刑法等の改正に伴う所要の改正	異議なし
R 6 . 9 . 17 (R 6 . 9 . 18)	令和6年9月 県議会定例会 第120号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（職員の給与に関する条例の一部改正、職員の分限に関する条例の一部改正、静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正、静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に係る部分に限る。）	刑法等の改正に伴う所要の改正	異議なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件 名	概 要	意見
R 6 . 12 . 4 (R 6 . 12 . 4)	令和 6 年 12 月 県議会定例会 第 147 号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例（職員の給与 に関する条例の一部改 正、静岡県一般職の任 期付研究員の採用等 に関する条例の一部改 正、静岡県一般職の任 期付職員の採用等に関 する条例の一部改正、 会計年度任用職員の給 与等に関する条例の一 部改正）	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 6 . 12 . 4 (R 6 . 12 . 4)	令和 6 年 12 月 県議会定例会 第 148 号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 6 . 12 . 4 (R 6 . 12 . 4)	令和 6 年 12 月 県議会定例会 第 149 号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 7 . 2 . 19 (R 7 . 2 . 19)	令和 7 年 2 月 県議会定例会 第 24 号	静岡県一般職の任期 付職員の採用等に関 する条例及び静岡県 職員の育児休業等 に関する条例の一部 を改正する条例	一定期間で終了する 業務や一時的に増加 する業務に従事する 職員等を任期を定め て採用することがで きるようにするため や静岡県人事委員 会の勧告に基づき特 定任期付職員の給与 制度の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし

議決年月日 (意見提出年月日)	議案番号	件名	概要	意見
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和7年2月 県議会定例会 第25号	職員の給与に関する 条例等の一部を改正 する条例（職員の給与 に関する条例の一部改 正、静岡県一般職の任 期付研究員の採用等 に関する条例の一部改 正、会計年度任用職員 の給与等に関する条例 の一部改正、地方公務 員法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条 例の一部改正）	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和7年2月 県議会定例会 第26号	静岡県教職員の給与 に関する条例の一部 を改正する条例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和7年2月 県議会定例会 第27号	静岡県地方警察職員 の給与に関する条例 の一部を改正する条 例	静岡県人事委員会の 勧告に基づき職員の 給与の改定等を行う ための所要の改正	異議 なし
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和7年2月 県議会定例会 第30号	静岡県職員の特殊勤 務手当に関する条例 の一部を改正する条 例	対人折衝業務等手当 への統合、支給対象業 務の見直し等に伴う 所要の改正	異議 なし
R 7. 2. 19 (R 7. 2. 19)	令和7年2月 県議会定例会 第31号	職員の勤務時間、休 日、休暇等に関する条 例の一部を改正する 条例	育児・介護休業法の改 正に伴う所要の改正	異議 なし

イ 規則の制定・改廃

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、次のとおり人事委員会規則の制定・改廃を行った。

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
1-63	R 7. 3. 14 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県人事委員会事務局文書管理規則を廃止する規則	静岡県公文書等の管理に関する条例等の施行に伴う規則の廃止
6-60	R 7. 3. 14 R 7. 3. 27 (R 7. 4. 1)	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	採用候補者名簿の有効期間を延長したこと等に伴う所要の改正
7-1299	R 6. 4. 17 R 6. 4. 19 (R 6. 4. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1300	R 6. 5. 24 R 6. 5. 27 (R 6. 5. 28)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1301	R 6. 7. 10 R 6. 7. 23 (R 6. 1. 1)	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1302	R 6. 7. 10 R 6. 7. 23 (R 6. 1. 1)	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1303	R 6. 7. 10 R 6. 7. 23 (R 6. 1. 1)	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する一部を改正する規則	静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1304	R 6. 9. 24 R 6. 9. 30 (R 6. 10. 1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	浜名湖花博20周年記念事業推進室の廃止に伴う所要の改正
7-1305	R 6. 9. 24 R 6. 9. 30 (R 6. 10. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	浜名湖花博20周年記念事業推進室の廃止に伴う所要の改正
7-1306	R 6. 12. 23 R 6. 12. 26 (R 6. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1307	R 6. 12. 23 R 6. 12. 26 (R 6. 12. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1308	R 6.12.23 R 6.12.26 (R 6.12.1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の給与等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1309	R 7.2.26 R 7.3.25 (R 7.3.28)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1310	R 7.2.26 R 7.3.25 (R 7.3.28)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
7-1311	R 7.3.17 (R 7.3.28 修正) R 7.3.31 (R 7.4.1)	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正、組織改正に伴う部等の改廃及び管理職員等の職の改廃に伴う所要の改正
7-1312	R 7.3.28 R 7.3.31 (R 7.4.1)	勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正等に伴う所要の改正
7-1313	R 7.3.28 R 7.3.31 (R 7.4.1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う部等の改廃及び管理職員等の職の改廃に伴う所要の改正
7-1314	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1315	R 7.3.28 R 7.3.31 (R 7.4.1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1316	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1317	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1318	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1319	R 7.3.17 R 7.3.31 (R 7.4.1)	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
7-1320	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1321	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1322	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1323	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1324	R 7. 3. 17 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の改正に伴う所要の改正
7-1325	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の退職手当に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1326	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴う所要の改正
7-1327	R 7. 2. 26 (R 7. 3. 17 修正) R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	国の非常勤職員の休暇制度の改正及び会計年度任用職員の給与等に関する条例等の改正に伴う所要の改正
11-26	R 7. 2. 19 R 7. 2. 28 (R 7. 4. 1)	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	審査請求手続の明確化及び効率化を図るための所要の改正
11-27	R 7. 2. 19 R 7. 2. 28 (R 7. 4. 1)	勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	審査請求手続の明確化及び効率化を図るための所要の改正
12-25	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正等に伴う所要の改正

規則番号	議決年月日 公布年月日 (適用年月日)	規則の名称	概要
13-117	R 7. 2. 26 (R 7. 3. 28 修正) R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正に伴う所要の改正
13-118	R 7. 2. 26 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴う所要の改正
13-119	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	静岡県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う所要の改正
14-197	R 6. 6. 26 R 6. 7. 5 (R 6. 7. 5)	静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	静岡県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の機関の改廃に伴う所要の改正
14-198	R 6. 8. 21 R 6. 8. 30 (R 6. 8. 30)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴う管理職員等の職の改廃等に伴う所要の改正
15-38	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる団体等についての所要の改正
17-6	R 7. 3. 28 R 7. 3. 31 (R 7. 4. 1)	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正に伴う所要の改正

## 2 評価、課題及び改善

### (1) 評価

「各局の組織定数及び人事管理」や「予算の管理」等、三事務局（人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局）内の適切な調整等により、組織運営は滞りなく行われている。

### (2) 課題

予算の適切な管理運営のために、事業を実施する担当所属と支払処理や予算管理を行う総務課との連携が必要となる。

### (3) 改善

支払いが発生する事業については、必ず総務課にも事前に情報提供してもらうよう各所属に徹底している。

引き続き各所属と連携し、情報を共有化することにより、適切な人事・組織及び予算の管理、行政改革の推進や緊急課題などへの迅速な対応に努め、三事務局の円滑な運営を図っていく。

## II 給与審査課

### 1 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

<給与事務>

#### (1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

##### ア 民間給与の実態調査

職員の給与と民間従業員の給与を比較するための資料を得ることを目的として、4月から6月にかけて民間従業員の給与の実態を調査した。

##### (ア) 調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,746の民間事業所の中から、層化無作為抽出法により抽出された442の事業所（調査実従業員20,417人）を調査した。

##### (イ) 調査事項

- a 個人別4月分給与の支給状況
- b 新規学卒者の初任給の状況
- c 賞与の支給状況
- d 本年の給与改定の状況
- e 諸手当の支給状況
- f 高齢者雇用施策の状況

##### イ 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件を確保するため、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して、令和6年10月11日に職員の給与等について、次のとおり報告及び勧告を行った。

##### (ア) 給与について

##### a 公民の較差に基づく給与改定

令和6年4月時点で職員と民間従業員の給与を比較した結果、月例給については、民間給与が職員給与を9,988円（2.62%）上回っており、特別給については、民間事業所の年間支給割合（4.62月）が職員の年間支給月数（4.50月）を上回っていた。

このため、民間給与の動向や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適切と判断した。

##### (a) 月例給

##### ・ 給料表

行政職給料表は、人事院勧告における国家公務員の俸給表の改定を考慮して改定。若年層に特に重点を置き、全ての級・号給の給料月額を引上げ改定。

給与制度のアップデートの先行実施として、大卒程度試験に係る初任給を23,200円、高卒程度試験に係る初任給を23,600円引上げ。

その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定。

##### ・ 医師・歯科医師に対する初任給調整手当

医療職給料表(1)の改定を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、引上げ改定。

- ・ 扶養手当

給与制度のアップデートの先行実施として、子育てをしている職員を支援するため、子に係る扶養手当の月額を1人につき12,000円に引上げ。

- ・ 寒冷地手当

民間における同種手当の支給額を踏まえた国の改定を考慮して、寒冷地手当の額を引上げ、支給公署等を見直し。

- (b) 特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を考慮し、年間4.50月から4.60月に引上げ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分。

- (c) 実施時期

月例給（給料表等）：令和6年4月1日

（寒冷地手当の支給公署等は令和7年4月1日）

特別給（ボーナス）：令和6年12月1日

- b 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

本県においても、給与制度の連続性・安定性が確保できること、人材の確保等は国と共通の課題であること等から、国の制度を基本としつつ、地域の民間給与の水準を反映したものとなるよう、公民給与の較差など本県の実情を考慮しながら、給与制度のアップデートを実施していくことが必要である。

- (a) 給料表及び給与制度の見直し

若年層は採用等における給与面での競争力を高め、行政職8級相当以上は職務職責をより重視した給与体系とするため改定。

行政職給料表は、1級及び2級について、新卒初任給や若年層の給料月額を大幅に引上げ。3級から7級について、各級の初号近辺の号給をカットし給料月額の最低水準を引上げ。8級から10級について、各級の初号の給料月額を引き上げつつ、隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消するとともに、成績優秀者は昇給によりさらに給与上昇する仕組みへ見直し。

行政職給料表以外は、行政職給料表との均衡を基本に改定。

- (b) 扶養手当の見直し

税制及び社会保障制度の見直しなど社会状況の変化に対応するとともに子育て支援を充実させるため、配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る扶養手当の月額を1人につき14,000円に引上げ（段階的に実施）。

- (c) 地域手当の見直し

民間賃金の状況を職員の給与水準に反映させるため、国の地域区分等の見直しに準じて、支給割合について、静岡県内一律3.7%から4.15%へ引き上げるとともに、給料表の給料月額に乗じる一定の率を1.89%から1.43%へ引下げ。

- (d) 通勤手当の見直し

長距離通勤する職員の経済的負担の軽減等を考慮し、支給限度額を月額150,000円に引き上げるとともに、新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直し（通勤時間の30分短縮要件を廃止）。

- (e) 単身赴任手当の見直し  
採用に伴い単身赴任となった職員についても手当を支給するよう、国の改定を考慮して見直し。
- (f) 管理職員特別勤務手当の見直し  
手当の支給対象時間帯の拡大等について、国の改定を考慮して見直し。
- (g) 勤勉手当の見直し  
勤勉手当の成績率の上限を国の改定を考慮して引上げ。
- (h) 特定任期付職員のボーナス制度の見直し  
国の改定を考慮して、期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止。
- (i) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与  
国に準じて、異動の円滑化に資する手当として、地域手当（異動保障）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及び寒冷地手当を支給。
- (j) 実施時期  
令和7年4月1日
- c その他の課題  
教育職員の給与については、国において、教職調整額の支給を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直し等が検討されており、本県においても、教育職員の適切な処遇を図る必要があることから、引き続き国の動向等を注視し、必要な検討を行っていく。
- d 会計年度任用職員の給与改定等  
常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当。
- (4) 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について  
本委員会は、任命権者と連携し、多様で有意な人材を確保するとともに、職員がその能力を発揮できる環境を整えるため、試験の改善等に加え、ワーク・ライフ・バランスの実現や職員の心身の健康の保持・増進など、勤務環境を向上させていくことにより、働きやすく、魅力ある職場環境の醸成を進めていく。
  - a 人材の確保  
人材の確保が厳しさを増している中、本委員会は就業希望者の目線に立った取組を進めてきた。今後も受験機会の拡大といった試験改善や職員が就業希望者に直接対話することによる広報活動の充実等を進めていく。このほか、早期化している大学生の就職活動スケジュールに合わせた広報時期の見直しやインターンシップの取扱いに係る国の動向への対応など、採用活動に関わる状況変化に適切に対処していく。
  - b 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
    - (a) 過度な時間外労働の是正  
令和5年度に、時間外勤務時間の上限の特例である月100時間等を超えた職員

は605人で、4年度より増加した。時間外勤務を縮減するため、任命権者には、業務の効率化やデジタル化、優良な改善事例の横展開、業務量に応じた柔軟な人員配置や人員の確保などの対策を講ずることを求める。管理監督職には、業務分担の平準化など適切なマネジメントを行うことを求める。

(b) 教職員の多忙化の解消

県立学校において、時間外在校等時間の上限の特例である月100時間等を超えた教育職員の割合は21.5%、小学校・中学校において、上限の原則である月45時間を超えた教育職員の割合は小学校29.2%、中学校45.4%であった。時間外在校等時間を縮減するため、県教育委員会は、各学校で共通する業務の効率化・デジタル化、優良事例の横展開、業務分担の平準化の徹底などを図るとともに、長時間にわたる部活動指導などの時間外在校等時間の要因等に応じた対策を講ずる必要がある。また、校長等の管理職員がマネジメント力を最大限発揮できるような環境を整えることが必要である。

(c) 子育て支援及び介護支援等の充実

任命権者には、子育て・介護等を行う職員に対する支援体制の充実、管理職に対する制度の周知徹底や理解促進を図ることを求める。また、引き続き、男性職員の育児休業等の取得率を高める取組を進める必要がある。管理職には、制度を利用しやすい職場づくりに努めることを求める。

(d) 多様な働き方の実現

任命権者には、多様な働き方を可能とする制度の活用・拡充を進めることを求める。引き続き、フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度などの多様な働き方の導入について、検討を進めるとともに、勤務時間の把握や管理が正確かつ簡便にできるよう、業務の効率化やシステム化を進める必要がある。

c 職員の心身の健康の保持・増進

(a) 心の健康づくりの推進

精神疾患による長期療養者は7年連続で増加し深刻な状況が続いている。任命権者及び管理職には、高ストレス者に対する面談等の早期対応や職場環境の改善等に取り組むことを求める。加えて、長期療養者に対して、療養中のケアや職場復帰支援等を行うことを求める。

(b) ハラスメント防止対策の推進

パワー・ハラスメントの相談件数は4年連続で増加している。任命権者及び管理職には、各種ハラスメントの根絶に取り組むことを求める。加えて、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマー・ハラスメント）への社会的関心が高まっており、行政サービスの利用者等からの過度な言動や要求に対しては、職員を守る観点から、組織として対応していく必要がある。

d 障害者雇用等に関する取組

知事部局及び県教育委員会には、法定雇用率を速やかに達成させることを求める。また、任命権者には、障害のある職員への支援や所属職員に対する研修の充実等により、障害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

e 公務に対する信頼の確保

職員の懲戒処分事案が相次いで発生している。任命権者及び管理職には、職員に対して、コンプライアンスの徹底等を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを求める。

(2) 職員給与の適正な支払の確保

ア 職員給与の支払監理

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例、規則等に適合して行われることを確保するため、本庁8所属、出先機関16所属について給与の支払状況を調査した。

調査の結果、15所属15件の誤りが判明したため各所属に対して是正を求めるとともに、各任命権者に対して適切な事務処理について周知徹底するよう指導した。

<審査事務>

(3) 措置要求・審査請求の審査

ア 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定による措置の要求について、1件の判定を行ったほか、要求事項が勤務条件に該当しないとして1件の却下を決定した。

要求年月日	事案名	措置要求の内容	判定年月日	結果
R6. 9. 18	令和6年(措)第1号事案	昇格昇任措置の要求など	R7. 2. 5	却下(受理)
R6. 10. 2	令和6年(措)第2号事案	産業医面談の要求など	R7. 2. 5	一部却下 一部棄却

イ 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定による審査請求について、2件の裁決を行ったほか、請求理由が再審事由に該当しないとして2件の不受理を決定した。

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R6. 6. 25	令和3年(審)第2号再審事案	裁決を受けた職員が、再審を求めたもの	R6. 8. 21	却下(不受理)
R5. 2. 11	令和5年(審)第1号事案	懲戒戒告処分を受けた職員が、処分の取消しを求めたもの	R6. 12. 11	処分承認

請求年月日	事案名	審査請求の内容	裁決年月日	結果
R7.3.1	令和5年(審)第1号再審事案	裁決を受けた職員が、再審を求めたもの	R7.3.28	却下(不受理)
R5.11.17	令和5年(審)第2号事案	懲戒停職処分を受けた職員が、処分の取消しを求めたもの	R7.3.28	処分承認

(4) 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情相談を受け付け、処理した状況は次のとおりである。

(令和7年3月31日現在 (件数))

任命権者 相談区分	知事		教育委員会		警察本部長		委託団体		計	
	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了	受付	相談終了
任用関係	1	1	0	0	2	2	2	2	5	5
給与関係	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
勤務条件関係	5	5	2	2	1	1	2	2	10	10
懲戒・分限処分関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワー・ハラスメント	3	3	0	0	1	1	3	3	7	7
職場のいじめ・嫌がらせ	2	2	3	3	0	0	0	0	5	5
その他	7	7	2	2	3	3	1	1	13	13
計	20	20	8	8	7	7	8	8	43	43

注. 委託団体とは、苦情相談を含む公平委員会事務を静岡県に委託し、その事務を静岡県人事委員会が処理する市町又は地方公共団体の組合をいい、14市町、21一部事務組合、1広域連合の36団体である。

(5) 労働基準監督機関としての職権行使

地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、人事委員会が行った労働基準監督機関としての職権の行使の状況は、次のとおりである。

ア 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業所調査

執行機関	事業所総数	左のうち調査実施事業所数
知事部局	73	73
教育委員会	139	139
警察本部	46	46
委員会等	7	7
計	265	265

注. 委員会等とは、議会事務局、選挙管理委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ）。

イ 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可等

許可等の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	事 項	件数	根拠法令
労働基準法関係	解雇予告除外認定申請	3	労働基準法第20条
	宿直又は日直勤務許可申請	3	労働基準法第41条
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	0	労働基準法第41条
	時間外労働・休日労働に関する協定届	151	労働基準法第36条
	小 計	157	
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	1	安衛法第10条・安衛則第2条
	衛生管理者選任報告	53	安衛法第12条・安衛則第7条
	産業医選任報告	13	安衛法第13条・安衛則第13条
	労働者死傷病報告	36	安衛法第100条・安衛則第97条
	ボイラー性能検査結果報告	3	ボイラー則第38条
	第一種圧力容器性能検査結果報告	17	ボイラー則第73条
	第一種圧力容器検査証書替申請	2	ボイラー則第79条
	機械等設置届	1	安衛法第88条・安衛則第86条
小 計	126		
合 計	283		

注. 安衛法とは労働安全衛生法、安衛則とは労働安全衛生規則、ボイラー則とはボイラー及び圧力容器安全規則をいう。

(6) 時間外勤務命令の上限規制

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第7条第4項の規定に基づき、任命権者から令和5年度における上限時間の原則及び特例を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等の報告があったことから、任命権者に対し、多面的かつ効果的な取組を徹底するよう指導・助言を行った。

(令和5年度：人)

	知事	教育委員会	警察本部	計
月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数	748	5	0	753
月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数	338	26	241	605
計	1,086	31	241	1,358

(7) 他の地方公共団体からの公平委員会事務の受託

地方公務員法第7条第4項に基づき、人事委員会が公平委員会事務の委託を受けている地方公共団体は次のとおりである。

(令和7年3月31日現在)

受託団体数	市	町	一部事務組合	広域連合	合計
	2	12	21	1	36

人事委員会が委託を受けて行う公平委員会事務の内容は、次のとおりである。

- a 措置要求の審査及び判定
- b 不利益処分等の審査請求に対する裁決
- c 職員の苦情処理
- d 管理職員等の範囲の指定
- e 職員団体の登録事務

このうち令和6年度には、職員の苦情処理8件のほか、委託団体の組織改正等に応じて「静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則」を改正するとともに、職員団体の登録変更を2件行った。

(8) 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録

ア 管理職員等の範囲の指定

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則で管理職員等の範囲を定めており、この管理職員等数と指定率は次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

執行機関	職員数 (A) (人)	管理職員等数 (B) (人)	指定率 (B)/(A) (%)
知事部局	5,642	618	11.0
委員会等	96	32	33.3
教育委員会	事務局等	106	25.4
	県立学校	574	7.3
計	13,984	1,330	9.5

注. 管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、重要な行政上の決定を行う職員等をいう。

事務局等とは、教育委員会事務局、県立学校を除く教育機関をいう。

県立学校とは、県立高校、県立中学校及び県立特別支援学校をいう。

#### イ 職員団体の登録

地方公務員法第53条第5項の規定に基づき、人事委員会に登録されている県関係の職員団体は次のとおりであり、令和6年度には、新規登録1件と役員改選等を行った団体について登録事項の変更登録を6件行った。

(令和7年3月31日現在)

職員団体名	事務所の所在地	登録年月日	令和6年度登録変更
静岡県独立高等学校教職員組合	浜松市中央区寺脇399-4	S41. 9. 30	—
静岡県教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	S41. 10. 11	役員
静岡県高等学校障害児学校教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	S41. 10. 11	—
静岡県職員組合	静岡市葵区追手町9-6	S41. 10. 12	役員
静岡県高等学校しょうがい児学校ユニオン	静岡市葵区追手町45	H 2. 6. 18	役員
静岡県西部教職員組合	浜松市中央区神立町119-11	H 3. 5. 27	—
静岡県学校労働者組合	静岡市葵区車町44	H 6. 6. 20	—
静岡市教職員組合	静岡市葵区末広町1-4	H11. 11. 19	—
全静岡教職員組合	静岡市葵区末広町1-4	H15. 9. 2	役員
静岡県東部教職員組合	裾野市富沢375-50	H16. 1. 26	—
静岡県中部教職員組合	島田市阪本4124-2	H17. 2. 23	—
静岡教職員組合	静岡市葵区駿府町1-12	H29. 4. 19	役員
静岡県対部活動問題ユニオン	浜松市中央区雄踏町宇布見8421	R 6. 3. 13	役員
計	13団体		6件

#### (9) 職員からの贈与等の報告の審査

静岡県職員倫理条例第6条第5号の規定に基づき、管理職員が1件5千円を超える贈与等を事業者等から受けた場合に提出された贈与等報告書の状況は、

次のとおりであり、審査の結果、特に問題はなかった。

審査件数 57件（令和6年1月分～12月分）

（単位：件）

任命権者	件数	内 訳		
		金銭、物品等の供与	供応接待	講演料等
知事	44	1	43	—
教育委員会	13	—	13	—
警察本部長	—	—	—	—
委員会等	—	—	—	—
計	57	1	56	—

#### (10) 退職手当の支給制限等の処分の調査審議

令和6年度において、静岡県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について調査審議した事案はない。

## 2 評価、課題及び改善

### (1) 評価

#### <給与事務>

#### ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職種別民間給与実態調査の結果等を踏まえ、令和6年10月11日に議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、民間準拠を基本に職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件を確保することができた。

#### イ 職員給与の適正な支払の確保

各所属の給与の支払状況を調査し、適正な運用の指導を行ったことにより、職員給与の適正な支払を確保することができた。

#### <審査事務>

職員に苦情相談制度の周知を行い、受け付けた苦情は全て適切に処理している。

職員の勤務条件の向上及び安全衛生の確保（職員の労働条件の保護）のため、労働基準監督機関としての職権を行使して事業所を調査し、指導・監督を行っている。この他、法令に基づく許可、認定等を行っている。

職員の利益保護を目的とした審査請求制度及び措置要求制度について適正に執行し、人事行政の公正の確保を図っている。

### (2) 課題

#### <給与事務>

#### ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職種別民間給与実態調査について、引き続き、民間事業所の理解・協力を得

て、民間の給与水準の精緻な把握に努めることが必要である。

イ 職員給与の適正な支払の確保

職員給与の支払監理の指摘事項について、再発防止に努めることが必要である。

< 審査事務 >

令和元年度に人事委員会規則で時間外勤務の限度時間を定め、上限時間を超えた職員がいる場合には任命権者から報告されている。令和5年度では、月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員数として753人、月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例を超えて時間外勤務を命じた職員数として605人の報告があった。

(3) 改善

< 給与事務 >

ア 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

民間の給与水準をより精緻に把握するため、事業所の要望に応じた方法による調査の実施や、説明資料の充実により、職種別民間給与実態調査の適切な執行に努める。

また、国や他の地方公共団体の取組状況を注視し、勤務条件に関する制度改正の検討や改正作業の適確な実施に努める。

イ 職員給与の適正な支払の確保

給与改定の状況等に応じた調査の重点項目の選定により、支払監理の効果的な実施に努める。

また、指摘事項について、各任命権者ととも各所属に対して調査結果を周知することにより、不適切な事務処理の再発防止を図る。

< 審査事務 >

働き方改革による労働基準法の改正等に的確に対応して、労働基準監督機関としての職権を的確に行使し、職員の労働環境の向上に努める。時間外勤務命令の上限規制について、任命権者に指導・助言を行い、過度な時間外労働の是正に努める。

### Ⅲ 職員課

#### 1 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

##### <任用事務>

##### (1) 採用及び昇任

###### ア 採用

地方公務員法第8条第1項第6号、第17条の2第1項及び第18条の規定に基づき、採用・昇任に関する競争試験及び選考を次のとおり実施した。

###### (ア) 競争試験による採用

職員の採用試験は別表1のとおり。

###### (イ) 選考による採用

職員の採用選考は別表2のとおり。

###### イ 昇任

地方公務員法第8条第1項第6号、第17条の2第1項、第18条及び第21条の4第1項の規定に基づき、選考を次のとおり実施した。

###### (ア) 昇任試験による昇任

警察官について行っている昇任試験は別表3のとおり。

###### (イ) 昇任選考による昇任

警察官について行っている昇任選考は別表4のとおり。

##### (2) 広報活動

優秀な人材を確保するため、各職種の仕事内容の紹介を行う「県庁仕事スタディツアー」を職種別現場見学、県内大学別県庁見学及びオンラインにより実施し、職員自身から業務の魅力をもPRした。若手職員との対話を重視した新たな説明会「県庁フェス」を開催し、先輩職員との対話を通して県職員の魅力をもPRした。

このほか、大学主催の業務説明会や民間企業主催の合同企業説明会におけるPRも行った。また、ホームページによる情報発信に加え、SNSを活用した情報発信として、X（旧Twitter）のアカウントを開設し、県職員採用情報を発信した。

##### 【主な広報活動の実施状況】

区分	県庁フェス	県庁仕事スタディツアー		
		職種別 現場見学	県内大学別 県庁見学	オンライン
実施時期	令和6年12月21日	令和6年9月 ～令和7年1月	令和6年11月	令和6年2月 (6日間)
対象職種	17職種 (行政、土木等)	16職種 (専門・技術系職種)	行政	16職種 (行政、土木等)
参加者数	130人	76人	121人(4大学)	232人

【Xアカウントの開設】フォロワー数：598人（令和7年4月末現在）

## 別表 1

## 採用試験の実施状況

## 1 令和6年度 採用試験の実施日程

(数字は月日)

試験の区分		第1次試験		第2次試験	
		試験日	合格発表日	試験日	合格発表日
大学卒業程度 (早期試験)		4.21	5.10	5.23～5.31	6.14
大学卒業程度		6.16	6.26	7.9～8.8	8.23
大学卒業程度 (定期外)		11.17	11.27	12.6～12.19	R7.1.10
短期大学卒業程度		9.29	10.9	10.18～10.29	11.8
高等学校卒業程度					
職務経験者		7.14	8.1	8.19～8.26	9.6
職務経験者(定期外) (土木、保健師等)		11.17	11.27	12.6～12.19	R7.1.10
障害のある方		9.22	10.3	10.15～10.18	11.8
就職氷河期世代		9.29	10.9	10.18～10.29	11.8
警察官A (大卒)	一般1回目	5.12	5.17	5.25～5.26 6.13～6.28	7.12
	自己推薦				
	情報処理	9.22	9.27	10.5～10.6 11.7～11.22	12.6
	一般2回目				
警察官B (大卒以外)	一般1回目	5.12	5.17	5.25～5.26 6.13～6.28	7.12
	一般2回目	9.22	9.27	10.5～10.6 11.7～11.22	12.6
	自己推薦				
	情報処理				

## 2 採用試験の実施結果

(単位：人、倍)

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合格 者数B	倍率 A/B
大学卒業程度 (早期試験)	土 木	6	25	21	19	19	19	1.1
	農 業 土 木	5	18	15	14	13	9	1.7
	建 築	2	12	8	7	7	5	1.6
	薬 剤 師	4	20	15	15	14	12	1.3
	小 計	17	75	59	55	53	45	1.3
大 学 卒 業 程 度 (定期試験)	行 政 I	118	312	245	229	212	131	1.9
	行 政 II	30	175	123	93	81	35	3.5
	小 中 学 校 事 務	8	19	15	15	13	9	1.7
	警 察 行 政	13	53	40	32	26	14	2.9
	行政(静岡がんセンター事務)	1	0	-	-	-	-	-
	土 木	30	30	12	9	8	8	1.5
	農 業	17	43	31	29	27	19	1.6
	林 業	16	20	16	14	13	11	1.5
	農 業 土 木	7	16	5	5	5	3	1.7
	建 築	4	7	1	0	-	-	-
	薬 剤 師	6	10	0	-	-	-	-
	保 健 師	15	16	12	12	11	10	1.2
	心 理 師	9	13	11	7	7	7	1.6
	児 童 福 祉	8	16	13	13	10	8	1.6
	水 産	6	24	16	16	13	6	2.7
	電 気	6	6	5	4	3	3	1.7
	電 気 ( 研 究 )	1	3	2	2	2	1	2.0
	機 械	4	3	3	2	2	2	1.5
	機 械 ( 研 究 )	2	5	5	5	5	2	2.5
	工 業 化 学	5	15	11	9	8	5	2.2
	金 属 材 料	1	1	1	1	1	0	-
	工 業 デ ザ イン	1	6	5	5	4	1	5.0
	文 化 財	1	4	4	4	4	1	4.0
	職業訓練指導員(電気)	2	0	-	-	-	-	-
	職業訓練指導員(機械)	2	1	0	-	-	-	-
	職業訓練指導員(情報技術)	1	1	1	1	1	1	1.0
	少年警察補導員	1	6	4	2	2	1	4.0
理化学鑑識(心理)	1	5	5	5	5	1	5.0	
理化学鑑識(生物)	1	15	10	9	9	1	10.0	
小 計	317	825	596	523	472	280	2.1	

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合格 者数B	倍率 A/B
大学卒業程度 (定期外)	行 政 II	12	144	109	59	53	14	7.8
	土 木	10	4	4	3	3	2	2.0
	理化学鑑識(化学)	2	23	21	9	8	2	10.5
	合 計	24	171	134	71	64	18	7.4
短期大学卒業程度	臨床検査技師(知事部局)	1	2	2	2	1	1	2.0
	司 書	1	19	10	9	9	1	10.0
	小 計	2	21	12	11	10	2	6.0
高等学校卒業程度	行 政	2	42	38	9	8	3	12.7
	小中学校事務	3	11	10	10	9	3	3.3
	警察行政	7	62	54	29	25	18	3.0
	土 木	3	6	5	4	2	2	2.5
	小 計	15	121	107	52	44	26	4.1
職務経験者	土 木	3	10	9	7	6	4	2.3
	保 健 師	1	1	1	1	1	1	1.0
	心 理	1	4	3	3	3	3	1.0
	児 童 福 祉	2	8	7	7	5	3	2.3
	医療社会福祉(精神保健福祉士)	2	2	2	2	2	1	2.0
	学 芸 員	1	4	4	3	2	1	4.0
	小 計	10	29	26	23	19	13	2.0
	土木(定期外)	2	2	2	2	2	1	2.0
	林業(定期外)	8	1	1	1	1	0	-
	農業土木(定期外)	3	0	-	-	-	-	-
	建築(定期外)	1	3	2	2	1	1	2.0
	保健師(定期外)	6	2	2	2	2	1	2.0
	医療社会福祉(精神保健福祉士)(定期外)	1	0	-	-	-	-	-
	電気(定期外)	3	6	4	3	3	3	1.3
	機械(定期外)	2	2	2	2	2	2	1.0
	小 計	26	16	13	12	11	8	1.6
障害のある方	行 政	4	30	19	18	16	3	3.2
	小中学校事務	1					1	
	警察行政	2					2	
	小 計	7					6	
就職氷河期世代	行 政	3	66	47	23	22	6	7.8
	小中学校事務	1	17	13	10	10	1	13.0
	警察行政	1	8	7	7	7	1	7.0
	小 計	5	91	67	40	39	8	8.4

試験の区分・職種		公募数	申込者数	第1次 受験者数A	第1次 合格者数	第2次 受験者数	最終合格 者数B	倍率 A / B		
警察官	A	一回目	一般（男性）	67	229	184	176	160	85	2.2
		一般（女性）	15	61	48	45	36	19	2.5	
		一般自己推薦型（男性）	2	6	5	2	2	1	5.0	
		一般自己推薦型（女性）	2	5	3	2	2	1	3.0	
		情報処理	2	5	3	3	3	2	1.5	
		小計	88	306	243	228	203	108	2.3	
		二回目	男性	10	103	71	63	59	16	4.4
		女性	2	16	11	11	11	5	2.2	
		小計	12	119	82	74	70	21	3.9	
		A計	100	425	325	302	273	129	2.5	
	B	一回目	一般（男性）	15	86	65	63	59	27	2.4
		一般（女性）	2	26	19	19	18	5	3.8	
		小計	17	112	84	82	77	32	2.6	
		二回目	一般（男性）	66	175	140	125	113	56	2.5
		一般（女性）	15	78	72	68	64	28	2.6	
		一般・自己推薦（男性）	2	4	4	4	2	0	-	
		一般・自己推薦（女性）	2	3	2	2	2	0	-	
		情報処理	2	0	-	-	-	-	-	
		小計	87	260	218	199	181	84	2.6	
		B計	104	372	302	281	258	116	2.6	
小計	204	797	627	583	531	245	2.6			
合計	627	2,176	1,660	1,388	1,259	651	2.5			

別表 2

## 採用選考の実施状況

(単位：人)

選考の区分	任 命 権 者				
	知 事	がんセンター 事業管理者	教 育 委員会	警 察 本部長	計
本庁の部長、局長等に相当する職	2				2
本庁の課長等に相当する職	7	4			11
警視の職				8	8
任期付職員			3		3
競争試験によることが 適当でないと認めた職	40	100	1	24	165
計	49	104	4	32	189

別表 3

## 警察官昇任試験の実施状況

(単位：人、倍)

試験区分	申込者	受験者数 A	合格者数 B	倍 率 A / B
警 部	1,183	1,173	57	20.6
警 部 補	1,465	1,446	117	12.4
巡査部長	1,560	1,589	152	10.5

別表 4

## 警察官昇任選考の実施状況

(単位：人)

選考の区分	昇任者数
警 部	6
警 部 補	7
巡査部長	6

## 2 評価、課題及び改善

### <任用事務>

#### (1) 評価

令和6年度に試験を実施した全64職種のうち、最終合格者数が公募数を確保したのは41職種、確保できなかったのは23職種となった。公募数を確保した職種の割合は64.1%であり、令和5年度の79.4%より減となった(令和4年度:87.3%)。

令和5年度に最終合格者数が公募数に達しなかった職種のうち、土木・農業土木・建築・薬剤師(いずれも大卒)については、令和6年度に早期試験を実施し、当該試験においては、公募数を確保した。一方、定期試験における公募割れ等により任命権者において採用計画を満たさないと判断された職種については、年度内に、定期外試験を実施した。

なお、定期外試験では、従来の職務経験者に加え、初めて、行政Ⅱ及び土木の大学卒業程度試験を実施した。

#### (2) 課題

若年層の人口減少や民間企業等の動向により官民間わず人材獲得競争が激化しており、職員採用試験(大学卒業程度)の申込者数は減少傾向が続いている。特に、民間企業では就職活動の時期の早期化や採用方法の多様化が進んでいるため、採用試験の実施方法の見直しや、より一層の静岡県職員のPR等に取り組む必要がある。

#### (3) 改善

令和6年度の職員採用試験(大学卒業程度)の申込者数は、1,071人であり、令和5年度の1,108人に比べ37人(3.3%)の減となった。申込者数については、民間企業の採用意欲の動向等の影響が大きい。優秀な人材確保に向けて申込者数の増加を図り、すべての職種で公募数を確保するため、受験機会の拡大や試験内容の見直し、受験者の利便性向上等試験制度の改善を進めるとともに、対面及びオンラインによる説明会等多様な手法による県職員の魅力ややりがいのPRに取り組む。

近年、公募数を確保できず、今後も同様の可能性がある専門・技術系職種については、令和5年度から早期試験を実施しており、令和7年度は土木、農業土木、保健師など9職種について実施することとしている。

また、早期試験においては、従前の教養試験から知識問題の比重を減らし論理的思考力、理解力、判断力等の知能問題を重視した基礎能力試験に変更して実施してきたが、令和7年度から、多くの民間企業の採用活動で使用されている能力検査SPI3に変更、より多くの方が受験しやすい試験内容とすることで受験者の確保を図ることとしている。

併せて、早期試験では東京会場も設置するとともに、秋季試験を新設し、複数回の受験機会を設けるなど、社会人経験者等も個々の状況に応じて試験を選択可能となった。

さらに、静岡県警察本部におけるサイバー犯罪の捜査にあたり、専門的な能力及び経験を有する人材を採用するため、令和7年3月14日に、選考による採用を開始した。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
人事委員会の会議運営事務	地方公務員法（第5条） 〃（第7条） 〃（第8条） 〃（第10条） 〃（第11条） 地方自治法（第202条の2第1項） 人事委員会議事規則
給与事務	地方公務員法（第8条第1項第1号～第5号、第8号） 〃（第14条） 〃（第26条）
公平審査事務	地方公務員法（第7条第4項） 〃（第8条第1項第9号～第11号） 〃（第46条） 〃（第49条の2） 〃（第52条） 〃（第53条） 勤務条件についての措置の要求に関する規則 不利益処分についての審査請求に関する規則 職員からの苦情相談に関する規則 職員団体の登録に関する条例 職員団体の登録等に関する規則 管理職員等の範囲を定める規則 静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則
労働基準監督機関としての事務	地方公務員法（第58条第5項）
倫理事務	地方公務員法（第38条の2～6） 静岡県職員倫理条例 静岡県職員倫理規則 静岡県職員の退職管理に関する条例 静岡県職員の退職管理に関する規則 再就職者の規制違反行為に係る調査等に関する要綱
任用事務	地方公務員法（第8条第1項第6号） 〃（第17条の2第1項） 〃（第18条） 〃（第21条の4第1項） 職員の任用に関する規則 静岡県職員の定年等に関する規則 定年退職者等の暫定再任用に関する規則

- (注) 1 根拠法令は、法律、政令、規則、条例及び要綱を全て記入する。  
 2 法律のみ適用条項を（ ）内に記入する。

## 職 員 調

(令和7年4月1日現在)

整理番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
1	事務局長	田中 真生		□□□	□年□箇月	
2	次長兼総務課長	大橋 美香	事務局長補佐・課統括	□□□	□年□箇月	監査委員・労働委員会事務局併任(当課在勤)
3	班 長	長谷川 景子	総 務	□□□	□年□箇月	監査委員・労働委員会事務局併任(当課在勤)
4	主 査	藤井 千里	〃	□□□	□年□箇月	〃
5	主 任	吉岡 和樹	〃	□□□	□年□箇月	給与審査課兼務(当課在勤)
6	主 事	山本 奈那	〃	□□□	□年□箇月	監査委員・労働委員会事務局併任(当課在勤)
7	給与審査課長	村上 健一	課 統 括	□□□	□年□箇月	
8	課長代理	太田 順也	特定事項処理	□□□	□年□箇月	
9	課長代理兼 給与審査班長	伊藤 陽子	特定事項処理	□□□	□年□箇月	
10	主 査	望月 美珠穂	審 査	□□□	□年□箇月	
11	主 査	西原 佑樹	給 与	□□□	□年□箇月	
12	主 査	白柳 智美	〃	□□□	□年□箇月	
13	主 任	杉本 裕和	審 査	□□□	□年□箇月	
14	主 任	大畑 端夏	給 与	□□□	□年□箇月	
	主 任	吉岡 和樹	〃	□□□	□年□箇月	総務課兼務(先方在勤)
15	職員課長	平形 裕子	課 統 括	□□□	□年□箇月	
16	班 長	大瀧 恵	任 用	□□□	□年□箇月	
17	主 査	森本 礼子	〃	□□□	□年□箇月	
18	主 査	鈴木 郁孝	〃	□□□	□年□箇月	
19	主 査	飯塚 航平	〃	□□□	□年□箇月	
20	主 任	田口 奈津	〃	□□□	□年□箇月	
-	会計年度任用職員	仲田 有理	事務補助	□□□	□年□箇月	
平均年数					平均0.9年	

※平均勤務年数は会計年度任用職員、兼務職員は除く

職員の年齢調

(令和7年4月1日現在)

年 齢	人 員			摘 要
	総務課	給与審査課	職員課	
20歳未満				
20歳以上30歳未満	1人			
30歳以上40歳未満	1人	4人	2人	
40歳以上50歳未満	2人	2人	3人	
50歳以上56歳未満		1人	1人	
56歳以上61歳未満	2人	1人		
61歳以上				
計	6人	8人	6人	平均 43.4歳

※事務局長は総務課に含む

## 健康管理

### 1 前年度受診状況

区 分	内 容
受診状況	受診者数 21人 職員数 21人
受診率	100%
県平均受診率	100%

(1) 未受診の理由  
該当なし

(注) 受診率算定に当たっては、育休・産休・妊娠中の職員は、算定の対象から除く。

### 2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分		人 数				
		総務課	給与審査課	職員課	合計	
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。					
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療				
B 2		要経過観察				
C 1	勤務をほぼ平常に行っておりが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療				
C 2		要経過観察				
D 1	平常の勤務でよい。	要治療	1人 (1人)	1人 (1人)	0人 (0人)	2人 (2人)
D 2		要経過観察	4人 (4人)	3人 (3人)	1人 (1人)	8人 (8人)
D 3		医療不要	1人 (1人)	3人 (3人)	5人 (5人)	9人 (9人)
区 分 者 計			6人 (6人)	7人 (7人)	6人 (6人)	19人 (19人)
未区分者数			0人	1人	0人	1人
合 計			6人 (6人)	8人 (8人)	6人 (6人)	20人 (20人)

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況

(2) 未区分の理由  
 ア産休・育休 0人  
 イ新規採用 0人  
 ウ自己都合による未受診 0人  
 エその他 1人  
 (派遣戻り)

※事務局長は総務課に含む

## 職 員 配 置 調

(令和7年4月1日現在)

区 分	総務課	給与審査課	職員課	計	
所在地					
担当区域					
配 置 職 員	職員(事)	6	8 (1)	6	20 (1)
	職員(技)				
	暫定再任用職員(事)				
	暫定再任用職員(技)				
	定年前再任用短時間勤務職員(事)				
	定年前再任用短時間勤務職員(技)				
	計	6	8 (1)	6	20 (1)
	会計年度任用職員	1			1
	臨時的任用職員				
	計				
合計	7	8 (1)	6	21 (1)	

※事務局長は総務課に含む

令和6年度歳入予算執行状況調

(一般会計)

科目	予算現額				調定額 A	収入済額		不納欠損額 D	収入未済額 E	予算現額に対する収入済額の増減	収入歩合 $\frac{B+C}{A-D}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D}$	摘要
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計		納期内 B	納期後 C						
第14款 諸収入	円 320,000	円 △ 262,000	円 0	円 58,000	円 57,698	円 57,698	円 0	円 0	円 0	円 △ 302	% 100	% 100	
第7項 雑入	320,000	△ 262,000	0	58,000	57,698	57,698	0	0	0	△ 302	100	100	
第2目 雑入	320,000	△ 262,000	0	58,000	57,698	57,698	0	0	0	△ 302	100	100	
第84節 公平委員会事務費負担金	232,000	△ 220,000	0	12,000	(12,470) 12,470	(12,470) 12,470	(0) 0	(0) 0	(0) 0	470	(100) 100	(100) 100	
第87節 保険料負担金 01 非常勤職員	88,000	△ 83,000	0	5,000	(5,133) 5,133	(5,133) 5,133	(0) 0	(0) 0	(0) 0	133	(100) 100	(100) 100	
第89節 過年度返納金	0	41,000	0	41,000	(40,095) 40,095	(40,095) 40,095	(0) 0	(0) 0	(0) 0	△ 905	(100) 100	(100) 100	
計	320,000	△ 262,000	0	58,000	57,698	57,698	0	0	0	△ 302	100	100	

## 預 金 調

(令和7年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 円	摘 要
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259513	人事委員会事務局 総務課資金前渡者 次長兼総務課長	25,000	交際費等の継続的資金前渡用
静岡銀行 県庁支店	無利息型 普通預金	0259557	(自振口)人事委員会 事務局資金前渡者 次長兼総務課長	0	FAX料金及び後納郵便の支払 等(引き落とし)用
残 高 合 計				25,000	

## 郵 券 等 受 払 調

(令和7年3月31日現在)

(単位:枚、円)

区 分	種 類	令和5年度						令和6年度						差引現在高		摘 要
		繰 越		受 入		払 出		繰 越		受 入		払 出				
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	
タクシー チケット	静岡市 タクシー 事業協 同組合	0		60		27				60		36		0		使用
						33						24				廃棄
						0						0				用度課 返納
合計		0		60		27				60		36		0		
						33						24				
						0						0				

## 令和6年度歳出予算執行状況調

(一般会計)

科 目	予 算 現 額					支出済額
	当初予算額	補正予算額	継続費・ 繰越事業 費繰越額	予備費支出・ 流用増減	計	
第4款	円	円	円	円	円	円
経営管理費	230,185,000	7,021,000	0	0	237,206,000	233,237,197
第6項						
人事委員会費	230,185,000	7,021,000	0	0	237,206,000	233,237,197
第1目						
委員会費	20,127,000	△ 1,174,000	0	0	18,953,000	18,389,262
						(17,819,112)
委員給与費	19,286,000	△ 977,000	0		18,309,000	17,819,112
						(570,150)
委員活動費	841,000	△ 197,000	0		644,000	570,150
第2目						
事務局費	210,058,000	8,195,000	0	0	218,253,000	214,847,935
						(195,969,336)
職員給与費	187,293,000	10,266,000	0	0	197,559,000	195,969,336
						(18,878,599)
事務局運営活動費	22,765,000	△ 2,071,000	0	0	20,694,000	18,878,599
合 計	230,185,000	7,021,000	0	0	237,206,000	233,237,197

翌年度 繰越額	不 用 額	特定財源額 (決算額)	摘 要
円 0	円 3,968,803	円 0	
0	3,968,803	0	
0	563,738	0	
(0) 0	(489,888) 489,888		人事委員人件費。 不用額は人件費の確定によるものである。
(0) 0	(73,850) 73,850		人事委員旅費。 不用額は人事委員旅費の確定によるものである。
0	3,405,065	0	
(0) 0	(1,589,664) 1,589,664		事務局職員人件費。 不用額は人件費の確定によるものである。
(0) 0	(1,815,401) 1,815,401		人事委員会の会議の運営、給与調査、職員採用試験選考の実施、 労働基準監督調査等に要した経費。 不用額は事務費の節約等によるものである。
0	3,968,803	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和5年度	令和6年度	うち前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	経営管理費	人事委員会費	事務局費		3,289,400	
計					4,907,100	3,289,400	0
(14) 工事請負費						0	
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費						0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費						0	
計					0	0	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	経営管理費	人事委員会費	事務局費		2,553,550	
計					2,505,500	2,553,550	0
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0	
計					0	0	0

余白

委託料に関する調

整理 番号	委託 業務名	受託者	当初 設計金額	契 約 金 額		
				当初額	変更増減額	計
	(事務関係)		円	円	円	円
1	情報処理機器 保守業務	(株)教育ソフト ウェア	136,400	136,400	0	136,400
2	静岡県職員募 集総合案内等 制作業務	(株)エスディ ティーエンター プライズ	1,799,600	800,800		800,800
3	静岡県職員募 集啓発イベント 運営業務	(株)共立アイコ ム	1,761,450	1,652,200		1,652,200
4	静岡県職員募 集啓発イベント 広報業務	(株)静岡新聞 社	700,000	700,000	0	700,000
事務関係 計		4 件	4,397,450	3,289,400	0	3,289,400
合 計		4 件	4,397,450	3,289,400	0	3,289,400

(令和6年度)

契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
随契	R6.4.12～ R7.3.19	R6.5.10	円 136,400	県職員採用試験採点業務用情報処理機器(マークシートリーダー一式)の保守業務委託	随契1号(少額)
一般	R6.9.9～ R6.12.13	R7.1.20	800,800	県職員採用試験募集ポスター、総合案内パンフレットの制作業務委託	
一般	R6.9.3～ R7.1.21	R7.2.13	1,652,200	県職員募集啓発のために行う県庁フェス運営業務委託	
随契	R6.11.1～ R7.2.28	R7.4.10	700,000	県職員募集啓発イベント参加者を募るためのSNS広告等広報業務委託	随契1号(少額)
			3,289,400		
			3,289,400		

## 負 担 金 支 出 調

(令和6年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	公務人材開発協会人事行政研究所負担金	(一財)公務人材開発協会	同協議会規程	人事行政に関する調査研究	円 10,000	R6.5.2
2	日本人事試験研究センター負担金	(公財)日本人事試験研究センター	同センター規程	試験に関する調査研究	2,200,000	R6.5.8
3	関東甲信越静人事委員会協議会負担金	関東甲信越静人事委員会協議会	同協議会規約	人事行政制度の研究調査	20,000	R6.7.12
4	全国人事委員会連合会分担金	全国人事委員会連合会	同連合会規約	人事行政制度の研究調査	176,000	R6.8.8
5	給与実務研修会(諸手当関係)	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	15,510	R6.8.8
6	十六都道府県人事委員会協議会分担金	十六都道府県人事委員会協議会	同協議会規約	人事行政制度の研究調査	10,000	R6.8.9
7	勤務時間・休暇制度実務研修会	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	15,510	R6.9.25
8	給与実務研修会(俸給決定・支給関係)	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	15,510	R6.11.1
9	苦情相談実務研修会	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	15,510	R6.11.19
10	しずきゃりセミナー出展参加負担金	(株)就職情報センター	採用見積	合同説明会出展	55,000	R6.12.26
11	関東ブロック試験研究協議会分担金	関東ブロック試験研究協議会	同協議会運営要綱	試験技術の調査研究	5,000	R7.1.16
12	給与実務研修会(俸給決定関係)	(一財)公務人材開発協会	研修会開催通知	職員の研修	15,510	R7.3.13
計		12件	/	/	2,553,550	/

備品・図書調

(令和6年度)

区 分	令和6年 3月31日 現在	増		減		令和7年 3月31日 現在
		数 量	購入価格 (円)	数 量	売却価格 (円)	
01-01 机 類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-03 いす類	5	( 0) 0	0	( 0) 0	0	5
01-04 収納保管庫類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
01-10 印判類	7	( 0) 0	0	( 0) 0	0	7
02-01 情報処理機器類	8	( 0) 0	0	( 0) 0	0	8
02-02 情報伝達機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
50-01 図 書	40	( 1) 1	0	( 0) 0	0	41
計	64	( 1) 1	0	( 0) 0	0	65

## 主 要 備 品 調

(令和7年3月31日現在)

整理 番号	区 分		品 名 規 格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	01-04	その他の収納保管庫	横スライド書庫 オカムラ 6-8タイプ	書類収納用 常時使用	平成11年5月	円 1,047,900
2	01-04	金庫	大型両開き金庫	採用試験問題等 重要書類収納用 常時使用	昭和55年7月	360,000
3	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 定例会時使用	昭和60年3月	200,000
4	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 定例会時使用	昭和60年3月	200,000
5	01-03	肘掛椅子	オカムラ 2005AW	委員室委員用 常時使用	昭和60年3月	200,000